東京農工大学 新型コロナウイルス感染症対策本部

## 教職員の海外渡航についてのガイドライン

現在、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により、新規の海外渡航を制限しています。 教職員の海外渡航についてのガイドラインは、以下のとおりです。

今後、外務省による各国の状況を踏まえた危険情報・感染症危険情報や、我が国における海外からの帰国者に対する水際対策措置等を踏まえながら、更に状況が改善されましたら、適宜、ガイドラインを見直す予定です。

## 【海外渡航についてのガイドライン】

- ※ 不要・不急な用件、オンラインでの対応が可能な用件を除き、以下 I ~7 の要件が確認できていること。
- ※ なお、渡航までの間に状況の変動が生じた場合、大学が渡航の中止、中断を指示する可能性がある。
- I. 渡航先国及び経由国について、外務省の危険情報・感染症危険情報がいずれもレベル I 以下であること。但し、外務省の感染症危険情報がレベル2以上の場合であっても、以下の I )~3)の全てを満たす対象者に限り、海外渡航を認めることとする。

## 「海外渡航を認める場合」

- I) 渡航期間が学内の業務遂行に支障を来さない期間 (渡航期間及び帰国後の待機期間を含む) において渡航する者
- 2) 原則、新型コロナウイルスのワクチン接種が渡航日の I5 日前までに 2 回以上完了しており\*\* 、かつ、接種を証明できる証明書等のエビデンスが提出できる者
- 3) 別紙の確認項目の各条件を全て満たす者
- 2. 必要な査証の取得が可能であること。(通常、日本からの短期滞在者に対し査証免除が適用される国においても、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、査証免除の停止措置が取られている場合があるため、査証の要否を必ず確認すること。)
- 3. 渡航先国及び経由国において、安全に入国及び経由が行える状況であること。(日本からの渡航、経由国からの渡航等に関する入国制限状況を確認すること。)
- 4. 渡航先での行動制限\*2 (移動制限や自主隔離等)の状況及び受入機関における教育・研究活動の状況等を踏まえ、目的とする活動(学会、授業開講、研究活動、研修他)が十分行える状況であると判断できること。
- 5. 渡航前に、渡航先での安全な宿舎が確保できていること。
- 6. 渡航先で健康上の問題が発生した場合に受診できる医療機関が周囲にあることを確認できていること。また、渡航前に本学の推奨する海外旅行保険又は現地の保険に加入していること。
- 7. 日本への帰国に際し、入国後の自宅または宿泊施設での待機及び公共交通機関の不使用等、 日本政府の定める防疫事項・水際対策の遵守することを確約すること。
- \*I:派遣教職員の安全を確保する観点から、ワクチン接種を原則としますが、接種を行えない事情がある場合は、接種を強制するものではありません。個別の事情については、「海外渡航にあたっての確認書」を提出する際に申し出て下さい。なお、渡航先国によってはワクチン接種を必須としている場合もありますので、ご注意ください。
- \*2:各国の行動制限の状況については、下記外務省サイトおよび各国大使館サイト等を参照 【外務省サイト】https://www.anzen.mofa.go.jp/covidl9/pdfhistory\_world.html
- ◆ 海外渡航にあたっては、<u>所属長(部局長、課長等)が、渡航の2週間前までに上記の要件を満たしていることを確認できるよう、「海外渡航にあたっての確認書」</u>を早期に各部局等の総務担当に提出すること。

## 新型コロナウイルス感染症の影響により感染症危険情報レベル2以上に 指定された国・地域への渡航前に確認すべき項目

- (1) 渡航先国・地域に渡航しないと当初の出張目的が達成できないこと。
- (2) 渡航先国・地域における最新の感染状況を把握している。
- (3) 渡航先国・地域への渡航手段がある。
- (4) 渡航先国・地域に入国の可否及び入国に必要な手続きについて申請中又は完了している。
- (5) 渡航中の疾病に対し、十分な補償が受けられる海外旅行保険又は現地の保険に加入している。
- (6) 渡航先国・地域への入国時における水際措置及び入国後に取るべき行動について把握している。
- (7) 渡航先国・地域で感染の疑いが生じた場合、濃厚接触者として指定された場合、感染した場合に渡航先国・地域において取るべき行動及び相談先を具体的に把握している。 例:
  - ・相談できる機関
  - ・検査できる機関
  - ・受け入れ可能な医療機関
  - 滯在先
- (8) 渡航先国・地域で必要な生活物資が確保できる。
- (9) 渡航先大学等において受け入れ体制が取られている。
- (10) 渡航先大学等において目的とする活動を継続するための防疫措置がとられている。
- (11) 渡航先国・地域における感染拡大抑止のための法令(マスクの着用等)を把握している。
- (12) 今後、渡航先国・地域において(再)流行した際に取るべき対応をシミュレーションしている。